

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行																									
<p>（一定の範囲の知識等を有する者） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四十五条の二第二項第三号の一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる行政分野に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 前条第二項第一号、第二号、第七号又は第十三号から第十五号までに規定する分野 次のイ又はロに掲げるそれぞれの者</p> <p>イ 大卒程度の者</p> <p>ロ 高卒程度の者</p> <p>二（略）</p> <p>三 前条第二項第四号、第十一号又は第十二号に規定する分野 高卒程度の者</p> <p>4・5（略）</p>		<p>（一定の範囲の知識等を有する者） 第二条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 法第四十五条の二第二項第三号の一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる行政分野に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 前条第二項第一号、第七号又は第十三号から第十五号までに規定する分野 次のイ又はロに掲げるそれぞれの者</p> <p>イ 大卒程度の者</p> <p>ロ 高卒程度の者</p> <p>二（同上）</p> <p>三 前条第二項第二号、第四号、第十一号又は第十二号に規定する分野 高卒程度の者</p> <p>4・5（同上）</p>																									
別表（第三条関係）	別表（第三条関係）	別表（第三条関係）	別表（第三条関係）																								
<table border="1"> <tr> <td>試験</td> <td>大卒程度の者</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>刑務官採用</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	試験	大卒程度の者	（略）	刑務官採用	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <td>試験</td> <td>大卒程度の者</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>刑務官採用</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	試験	大卒程度の者	（略）	刑務官採用	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <td>試験</td> <td>（新設）</td> <td>（同上）</td> </tr> <tr> <td>刑務官採用</td> <td>（同上）</td> <td>（同上）</td> </tr> </table>	試験	（新設）	（同上）	刑務官採用	（同上）	（同上）	<table border="1"> <tr> <td>試験</td> <td>（新設）</td> <td>（同上）</td> </tr> <tr> <td>刑務官採用</td> <td>（同上）</td> <td>（同上）</td> </tr> </table>	試験	（新設）	（同上）	刑務官採用	（同上）	（同上）
試験	大卒程度の者	（略）																									
刑務官採用	（略）	（略）																									
試験	大卒程度の者	（略）																									
刑務官採用	（略）	（略）																									
試験	（新設）	（同上）																									
刑務官採用	（同上）	（同上）																									
試験	（新設）	（同上）																									
刑務官採用	（同上）	（同上）																									
<p>一 社会経済情勢に関する知識を備えていること。</p> <p>二 状況に応じて課題を解決できる論理的な思想。</p>																											

(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		<p>考力、判断力及び表現力を備えていること。</p> <p>三 採用後の研修又は職務経験を通じて第一号に規定する知識並びに前号に規定する論理的な思考力、判断力及び表現力の向上が見込まれること。</p> <p>四 職務を適切に遂行することができる身体の状態にあること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えていること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、採用試験の種類_等の全てを通じて備えているべき知識、能力_等を備えていること。</p>
(略)	(略)		<p>高卒程度 の者</p> <p>一 論理的な思考力及び表現力を備えていること。</p> <p>二 採用後の研修又は職務経験を通じて前号に規定する論理的な思考力及び表現力の向上が見込まれること。</p> <p>三 職務を適切に遂行することができる身体の状態にあること及び職務を遂行する上で求められる体力又は武道の技術を備えていること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、採用試験の種類_等の全てを通じて備えているべき知識、能力_等を備えていること。</p>
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)		